第七条第一項第九号	拘禁刑の	懲役又は禁錮の刑の
	拘禁刑又	懲役若しくは禁錮の刑又
第七条第三項各号列記以外の部分	拘留の刑	旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑
第七条第三項第一号、第二号及び第三号、第十二条第二項並びに第二十九条	拘留の刑	旧拘留の刑
第三十二条第一項第三号	拘禁刑、拘留の刑	懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑

○財務省令第十三号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）第一条第一項第一号の規定に基づき、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

財務大臣　加藤　勝信

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告（当該証明に係る物品について関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下「蔵入れ申請等の場合」という。）にあっては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあっては当該特例申告とする。）に際し税関長に提出するものとする。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・五五四
昭和十六年度	二一・七五七
昭和十七年度	二〇・九八八
昭和十八年度	二〇・二四四
昭和十九年度	一九・五二六
昭和二十年度	一八・八三二
昭和二十一年度	一八・一六一
昭和二十二年度	一七・五一三
昭和二十三年度	一六・八八七
昭和二十四年度	一六・二八二
昭和二十五年度	一五・六九八
昭和二十六年度	一五・一三三

改　正　前

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・三四四
昭和十六年度	二一・五五四
昭和十七年度	二〇・七九一
昭和十八年度	二〇・〇五五
昭和十九年度	一九・三四三
昭和二十年度	一八・六五五
昭和二十一年度	一七・九九〇
昭和二十二年度	一七・三四八
昭和二十三年度	一六・七二七
昭和二十四年度	一六・一二八
昭和二十五年度	一五・五四九
昭和二十六年度	一四・九八九